（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条　［略］ ②前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ ［一～四　略］ 五　抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十一条第三項ノ規定ニ依リ抵当証券控又ハ附属書類ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ閲覧スル部分及当該部分ヲ閲覧スル正当ナル事由 六　抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法第百二十一条第四項ノ規定ニ依リ抵当証券控又ハ附属書類ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ閲覧スル抵当証券控又ハ附属書類ガ自己ガ申請人タル抵当証券控又ハ附属書類タル旨 ③前項第五号ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ同号ノ正当ナル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ此ノ場合ニ於テ登記官ガ求メタルトキハ当該書面又ハ其ノ写ヲ登記官ニ提出スベシ ④第二項第六号ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ同号ノ閲覧スル抵当証券控又ハ附属書類ガ自己ガ申請人タル抵当証券控又ハ附属書類タル旨ヲ証スル書面ヲ提示スベシ此ノ場合ニ於テ登記官ガ求メタルトキハ当該書面又ハ其ノ写ヲ登記官ニ提出スベシ ⑤［略］ ⑥［略］ ⑦［略］ **第十一条**　抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法第百十九条第一項及第百二十一条第三項乃至第五項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ ［②・③略］	**第十条**　［同上］ ②前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ附属書類ノ閲覧ヲ請求スル請求書ニハ利害ノ関係アル事由及閲覧スル部分ヲ記載シ且利害ノ関係アル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ③［同上］ ④［同上］ ⑤［同上］ **第十一条**　抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項及第百二十一条第二項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ ［②・③同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企業担保登記規則の一部改正）

第三条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産登記規則の準用） **第十二条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条	（不動産登記規則の準用） **第十二条**　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条